

青教互第13号
令和8年4月13日

各所属所長殿

一般財団法人青森県教職員互助会
理事長 風張知子
(公印省略)

青森県教職員互助会「会員証」の新規発行の
廃止について(通知)

当互助会の運営につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当互助会では、これまでご加入いただいている会員みなさまに「会員証」を交付しておりましたが、事業の廃止により利用機会がないことから、令和8年4月加入者分から、新規に発行しないこととしました。

なお、今後の「会員証」の取扱いは、下記のとおりですので、貴所属の会員に周知くださるようお願いいたします。

記

1. 令和8年4月以降加入者への通知

令和8年4月以降に加入した会員に対し、「会員証」交付の代わりに加入手続きが完了した旨を通知します。

2. 既加入者の「会員証」の取扱い

- (1) 既加入者の会員証は、回収しません。
- (2) 今後、退職する会員(死亡した場合を含む)の「会員証」は回収しませんので、各自で廃棄してください。

3. 加入状況の確認等

- (1) 互助会加入の有無は、給与明細の「互助掛金」欄で確認できます。
- (2) 互助会の「会員番号」は、公立学校共済組合青森支部の「組合員等番号(職員番号)」と同じです。

【問合せ先】

〒030-8540 青森市長島1-1-1

(一財)青森県教職員互助会(職員福利課内)

017(734)9914(直通)